

個人情報保護制度等の見直し  
に向けた考え方について

(答申)

案

令和 4 年 月

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

# 目次

<u>はじめに</u> . . . . .	1
<u>1 条例要配慮個人情報の規定</u> . . . . .	2
<u>2 個人情報ファイルの事前の届出</u> . . . . .	3
<u>3 利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る手続に関する規定</u> . . . . .	4
<u>4 自己情報開示請求の不開示情報と情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定</u> . . . . .	6
<u>5 訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲</u> . . . . .	8
<u>6 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限</u> . . . . .	10
<u>7 自己情報開示請求に係る手数料の額</u> . . . . .	12
<u>8 運用状況の公表</u> . . . . .	13
<u>9 指定管理者への保有個人データの提供の求め</u> . . . . .	14
<u>10 行政機関等匿名加工情報の提供</u> . . . . .	16
<u>11 審議会の設置及び所掌事項</u> . . . . .	18
<u>審議経過</u> . . . . .	20
<u>墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員名簿</u> . . . . .	20

## はじめに

墨田区では、平成2年に「墨田区個人情報保護条例」を制定して以来、区民の基本的な人権を尊重し、信頼される区政を実現するため、区民の自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、区が取り扱う個人情報の適正な収集、利用、提供等を行うよう、30年以上の長きにわたって厳格に制度を運用してきました。

このたび、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目的として「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。この法改正により、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、そして全ての地方公共団体における個人情報保護制度が一元的に規定され、令和5年4月1日から、地方公共団体についても同法が適用されることになりました。

こうした中、令和4年7月15日、当審議会は法改正に伴う個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について、墨田区長から諮問を受けました。

今後は改正法の規定が墨田区にも直接適用されることとなりますが、一部に地方公共団体の条例で定めることが必要とされた事項や、法に反しない範囲で地方公共団体独自の取扱いを条例で定めることが許容された事項等があることから、これらの点について、当審議会の意見を聴くために諮問されたものです。

当審議会としては、全国の個人情報保護制度を一元化するという法改正の趣旨を踏まえた上で、これまで墨田区が当審議会とともに培ってきた多くの知見と実績を生かして、今後も区民の個人情報保護の水準を維持することはもちろん、より充実させていくことが必要不可欠であると考えています。このような考え方に基づき、当審議会でも3回にわたって慎重に審議を重ねた結果、意見を取りまとめるに至ったので、ここに答申します。

本答申を踏まえて条例の見直しが行われ、新たな制度が構築されることにより、墨田区における個人情報保護制度が引き続き円滑かつ適正に運営されることを期待します。

## 1 条例要配慮個人情報の規定

現時点において、地域の特性その他の事情に応じて、条例要配慮個人情報を新条例で定める必要性は認められない。

### (1) 改正法の規定

- 令和3年改正の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）第2条第3項では、「要配慮個人情報」として、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を規定している。

この「要配慮個人情報」とは別に、改正法第60条第5項で、地方公共団体が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれるものを「条例要配慮個人情報」として、法施行条例（以下「新条例」という。）で定めることができる旨が規定されている。

### (2) 現行条例の規定

- 墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号。以下「現行条例」という。）第7条では、「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報」を収集禁止事項としており、法令等に定めがある場合等を除き、収集を制限している。

### (3) 検討

- 現行条例における収集禁止事項である「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報」は、そのほとんどが改正法における要配慮個人情報に含まれているものと解される。
- また、条例要配慮個人情報を条例で規定した場合でも、改正法に基づくルールを超えて取得や提供等に関して、地方公共団体が独自のルール（例えば収集の禁止）を新条例で設けることは許容されていない。
- したがって、現時点において、地域の特性その他の事情に応じて、条例要配慮個人情報を新条例で定める必要性は認められない。

## 2 個人情報ファイルの事前の届出

個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ所定の事項を個人情報保護制度所管課に届け出る手続を新条例に規定することが妥当である。

### (1) 改正法の規定

- 国の行政機関（会計検査院を除く。）は、改正法第74条で個人情報ファイルを保有しようとするときは、第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル（手作業処理に係る個人情報ファイル）等を除き、あらかじめ、個人情報保護委員会に所定の事項を通知しなければならないとされている。さらに、改正法第75条第1項で、保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務が規定されている。  
一方、地方公共団体については、改正法第75条第1項で個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務はあるが、個人情報保護委員会への事前通知の規定の適用はない。

### (2) 現行条例等の規定

- 現行条例第9条では、個人情報ファイルを保有するときは、あらかじめ所定の事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならないとされており、緊急やむを得ないときのみ、事後に登録できるとされている。
- また、墨田区個人情報保護条例施行規則（平成2年墨田区規則第54号。以下「現行規則」という。）第3条第3項では、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、所管課長が個人情報ファイル登録票を添えて、個人情報登録取扱者に個人情報ファイルの登録の届出を行うこと、同条第2項及び第4項では、個人情報登録取扱者は届出があったときは、その内容を審査し、当該登録票を個人情報ファイル簿につづることにより個人情報ファイルを登録することを規定している。

### (3) 検討

- 国は、個人情報ファイルの作成に当たり、地方公共団体の内部管理の手続として、団体内部において事前通知を求める制度を新条例で定めることは妨げられないと説明している。
- 個人情報ファイル簿に記載する「個人情報ファイルの利用目的」は、改正法第69条にも個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供を制限する規定等があることから分かるように、個人情報を管理する上での根幹である。利用目的を見れば自分の情報がおおよそどのように使われるか見当が付く程度に、具体的な記載が求められる。利用目的が的確に記載されているかどうかなどについて、個人情報ファイルを正式に運用する前に、個人情報保護制度所管課で確認し、必要に応じて助言する仕組みとするのが望ましい。  
また、国の行政機関の個人情報保護委員会への事前通知義務が改正法で規定されていることを考慮すれば、この手続は条例で規定することが妥当と考えられる。
- したがって、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ所定の事項を個人情報保護制度所管課に届け出る手続を新条例に規定することが妥当である。

### 3 利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る手続に関する規定

保有個人情報を利用目的以外の目的のための利用又は提供をしたときは、所定の事項を記録する手続を新条例に規定し、記録内容を個人情報保護制度所管課で確認し、改正法第69条の適用状況について把握することが妥当である。

また、区の個人情報の取扱状況が分かるよう、改正法第69条の適用状況については、充実した内容で取りまとめ、法の運用状況として審議会に報告するとともに、区民にも公表することが妥当である。

#### (1) 改正法の規定

- ・ 規定なし

#### (2) 現行条例の規定

- ・ 現行条例第15条第3項及び第16条第2項では、収集した保有個人情報について、利用目的の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）又は利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものに対する提供（以下「外部提供」という。）をしたときは、所定の事項を記録し、閲覧に供しなければならないことが規定されている。

#### (3) 検討

- ・ 改正法では現行条例のような記録を義務付ける規定はないが、国は、地方公共団体の内部管理の手続として規定を設けることは妨げられないとしている。
- ・ 現行条例の下、目的外利用及び外部提供に当たって作成している記録票は、各主管課が条例のどの規定に基づき例外的に目的外利用又は外部提供をするのかを内部で確認する機会となっている。
- ・ また、現行規則第7条第2項及び第10条第2項の規定により、記録票は、個人情報登録取扱者に提出することが義務付けられている。個人情報保護制度所管課は個人情報登録取扱者に提出された記録票の内容を点検し、また、件数を集計して条例の運用状況として公表している。
- ・ 改正法第165条では、個人情報保護委員会は、地方公共団体に対し、法の施行の状況について報告を求められることができるとされているところ、目的外利用及び外部提供の状況を報告することが見込まれる。
- ・ これまで、区が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供は、多くの場合に現行条例の規定に基づき墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の承認を経て行ってきたが、改正法においては、法の解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みとなり、個別の事案の目的外利用及び外部提供に当たって、審議会に諮問又は報告して意見を聴くことは許容されていない。これを踏まえると、目的外利用及び外部提供の適否については、改正法第69条の規定に照らして主管課が適切に判断できるような

記録票の様式を作成し、個人情報保護制度所管課が記録票の記載内容を確認することで、主管課による改正法第69条の適用状況について目配りできる仕組みを構築することが必要であるとする。

- したがって、目的外利用又は外部提供をしたときは記録する手続を新条例に規定することが妥当である。
- また、改正法に基づく保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、区の個人情報の取扱状況が分かるよう、充実した内容で取りまとめ、法の運用状況として審議会に報告するとともに、区民にも公表することが妥当である。

#### 4 自己情報開示請求の不開示情報と情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定

新条例では、自己情報開示請求の不開示情報と情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定は不要である。

##### (1) 改正法の規定

- 改正法第78条第1項各号で規定する自己情報開示請求の不開示情報については、同条第2項で、次のとおり、各地方公共団体の情報公開条例における非公開情報との整合を図ることを可能としている。
  - ア 改正法に定める不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として新条例で定めるものは、不開示情報から除外する。
  - イ 改正法に定める不開示情報に該当しないものであっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして新条例で定めるものは、不開示情報とする。

##### (2) 墨田区情報公開条例の規定

- 墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第6条各号で規定する非公開情報と改正法で規定する不開示情報を比較すると、上記(1)アに該当するものはない。
- もう一方の上記(1)イについては、墨田区情報公開条例では「法令及び条例の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関が示す処理基準により、公にすることができないと認められる情報（以下「法令秘情報」という。）」を非公開情報としており、これは改正法に規定されている不開示情報の類型にはないので、この点について、条例で整合を図る必要があるかどうか検討した。

##### (3) 検討

- 法令秘情報を新条例に規定することにより、不開示情報として取り扱うことの可否について区から国に質問したところ、「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）令和4年2月（令和4年4月更新）」で、次のとおり回答が示された。

「法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。」

- 国の考え方に従えば、他の法令等により開示することができないとされている場合、その法令の規定の趣旨を踏まえて、改正法で定められているいずれかの不開示情報の類型に当て



はめることとしても、不開示とする部分に差異が出ることはなく、開示決定等の手続において、対応に特段支障が生じることは想定されない。

- 法令秘情報以外の墨田区情報公開条例の非公開情報の規定についても、改正法の開示情報規定と比較したところ、表現は多少の相違点が見受けられるものの、実質的な観点で相違するものは見受けられない。
- したがって、新条例では、改正法に基づく自己情報開示請求の開示情報と墨田区情報公開条例に基づく情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定は不要である。

## 5 訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲

訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲に、区からの通知により知ることとなった自己情報を新条例で追加することが妥当である。

### (1) 改正法の規定

- 改正法第90条第1項の訂正請求の対象及び第98条第1項の利用停止請求の対象は、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」及び「開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」としている。

### (2) 現行条例の規定

- 現行条例第18条第1項の訂正請求の対象、第19条第1項の削除請求の対象並びに第20条第1項の目的外利用及び外部提供の中止の請求（以下「目的外利用等の中止請求」という。）の対象は、「第17条第2項の規定による開示請求に対し開示を受けた自己情報」及び「実施機関からの通知により知ることとなった自己情報」としている。

### (3) 改正法の規定と現行条例の規定の比較・整理

- ここで、現行条例の削除請求、目的外利用等の中止請求と改正法の利用停止請求について比較・整理しておく。

現行条例における削除請求は、条例の規定に違反した個人情報の収集又は記録に関して、自己情報の削除を請求できる権利で、目的外利用等の中止請求は、条例の規定に違反した目的外利用又は外部提供に関して、自己情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求できる権利である。

改正法における利用停止請求は、法の規定に違反した個人情報の取得、保有、利用又は提供に関して、自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求できる権利である。

用いられている用語やそれぞれの請求の要件は多少の違いがあるものの、規定の趣旨としては、改正法の利用停止請求は、現行条例の削除請求及び目的外利用等の中止請求を合わせたものと解することができる。

### (4) 検討

- 改正法が、訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報について、「本人が開示決定に基づき開示を受けたもの」又は「第88条第1項の法令の規定により開示を受けたもの」に限っていることの理由として、国は対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るためと説明している。
- 他方、改正法第108条は、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、国の見解では、本人が開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手續に関するものであり、訂正及び利用停止の手續に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、開示請求の手續を経ていない保有個人情報についてもこれらの請求の対象とするよ

うな規定を条例に置くことは妨げられないとしている。

- 過去の実績では、訂正請求及び利用停止請求が行われることは少ないが、区からの通知を受けて既に入手している自己情報について、改めて開示請求をし、その開示を受けないと訂正請求及び利用停止請求ができない手続とすることは、区民の理解が得られない。  
また、区から書面で通知を受けたものであれば、制度の安定的な運用にも支障はないものと考えられる。
- したがって、訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲に、区からの通知により知ることとなった自己情報を新条例で追加することが妥当である。

## 6 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限

区民へのサービスの低下とならないよう、開示請求の決定期限については、現行条例どおり原則14日以内と新条例で定めることが妥当である。

### (1) 改正法の規定

- 改正法第83条、第94条及び第102条では、開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限を請求があった日から30日以内と定め、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、これらの期間を30日以内に限り延長することができるとしている。

なお、この期間計算の起算点については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、初日は算入しない。

さらに、改正法第84条、第95条及び第103条では、開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合並びに訂正決定等及び利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に決定等をすれば足りるという期限の特例が定められている。

- また、改正法第108条では、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとしているところ、国の見解では、開示決定等の期限については、開示等の手續に関する事項に含まれるため、条例で30日以内の任意の期間とすることが認められている。

ただし、開示決定等の期限を30日より短い日数として条例で定めた場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができないとされている。

### (2) 現行条例の規定

- 現行条例第22条では、請求書を受理した日の翌日から起算して、開示請求にあつては14日以内に、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求にあつては30日以内にしなければならないとしており、やむを得ない理由があるときは、60日を限度として、決定期間を延長することができる規定している。

### (3) 検討

- 改正法に規定する訂正請求及び利用停止請求の決定期限（30日以内）及び延長できる日数（30日以内）は、現行条例と差異がないため、開示請求の決定期限についてのみ検討する。
- 開示請求の決定期限を現行条例に合わせて14日以内と新条例で定める場合に、事務処理上の困難その他正当な理由により期間を延長するときは、この決定期限の14日に改正法の延長できる日数（30日）を加算して、請求があった日から最長44日以内となり、現行条例の60日以内よりも短縮される。

- 過去数年の実績から見て、大半は14日以内に決定ができており、44日以内に決定ができなかったものはほぼないことを鑑みると、14日あれば、おおむね事務処理が可能であることが認められる。
- また、墨田区情報公開条例に基づく情報公開請求に対する決定等の期限は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内と定められており、類似する制度間での均衡も考慮しなければならない。
- 以上の点を踏まえると、開示請求に対し延長決定した場合の決定期限は現行条例より短くなるが、区民へのサービスの低下とならないよう、開示請求の決定期限を現行条例どおり原則14日以内と新条例で定めることが妥当である。

## 7 自己情報開示請求に係る手数料の額

現行どおり開示請求に係る手数料は無料とすることを新条例で定め、別途、写しの交付に要する費用の実費を徴収することが適当である。

### (1) 改正法の規定

- 改正法第89条第2項で、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されている。
- この「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等の費用が含まれる。
- 国の見解では、実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、開示する文書等の枚数に応じた従量制とすること。）や、手数料を徴収しないこととすることも可能である。

### (2) 現行条例の規定

- 現行条例第27条では、自己情報の閲覧又は視聴に要する費用は無料とし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担としている。
- 写しの交付に要する費用の額については、「区政情報の写しの作成に要する費用等について（平成21年墨田区告示第346号）」で具体的に定めており、写しの作成に要する費用は、例えば白黒で複写したもの又は印刷物として出力したものがA3判まで1枚につき10円、写しの送付に要する費用は、郵送料相当額としている。

### (3) 検討

- 国の行政機関は、従量制ではなく、保有個人情報が記録されている行政文書1件につき、オンラインによる請求の場合は200円、それ以外の場合は300円を開示請求に係る手数料としているが、地方公共団体においては、手数料は徴収せずに、墨田区と同様に、写しの交付に要する費用の実費のみを徴収している団体が多い。
- 実費の内容に事務的な経費も含めると実際は相当な費用を要するが、改正法第89条第3項では、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないと規定されている。
- したがって、区民へのサービスを維持するため、現行どおり開示請求に係る手数料は無料とすることを新条例で定め、別途、写しの交付に要する費用の実費を徴収することが適当である。

## 8 運用状況の公表

区の個人情報の取扱状況が分かるよう、個人情報保護委員会への報告事項その他改正法第69条の適用状況等の必要な事項を、改正法の運用状況として区民に公表することが妥当である。

### (1) 改正法の規定

- 改正法第165条で、個人情報保護委員会は、地方公共団体に対し、法の施行状況について報告を求めることができ、毎年度、報告を取りまとめ、その概要を公表するものとされている。

### (2) 現行条例の規定

- 現行条例第29条では、区長は、毎年1回、各実施機関における条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならないとされている。

### (3) 検討

- 個人情報保護委員会が、法の施行状況について概要を公表するが、各地方公共団体の報告内容を個別に公表するかどうかは現時点で明らかでない。
- 現行条例で行っているとおり、区においても改正法の運用状況を公表することで、区民の知る機会をさらに確保することができる。
- 「3 利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る手続に関する規定」に記載したとおり、改正法に基づく保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況（改正法第69条の適用状況）については、区民に公表することが妥当である。
- したがって、区の個人情報の取扱状況が分かるよう、個人情報保護委員会への報告事項その他改正法第69条の適用状況等の必要な事項を、改正法の運用状況として区民に公表することが妥当である。

## 9 指定管理者への保有個人データの提供の求め

自己情報開示請求（指定管理者が行う公の施設の管理業務に係るものに限る。）に応じるときその他指定管理者の個人情報の取扱いについて確認する必要があると認めるときは、区は、指定管理者が保有する個人データの全部又は一部の提供を求めることができる旨を新条例に規定することが妥当である。

### (1) 改正法の規定

- ・ 規定なし

### (2) 現行条例の規定

- ・ 現行条例第31条では、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に関する特例を定めており、指定管理者が同法同条第1項に規定する公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、区の実施機関に対する現行条例の規定が読み替えて準用される。

すなわち、現行条例では、公の施設の管理業務に関して指定管理者が保有している個人情報は区の保有個人情報として取り扱っており、指定管理者が保有している個人情報について、第17条に基づく自己情報開示請求を行う場合は、指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）に対して行うよう定められている。

### (3) 検討

- ・ 現行条例では、区の実施機関に対する規定が準用され、指定管理者は区と同じように個人情報を取り扱わなければならないとされているところ、改正法にはそのような規定はなく、第5章（公的部門対象）の第66条第2項で準用される安全管理措置を除いて、指定管理者には改正法第4章（民間部門対象）の個人情報取扱事業者に対する規定が適用される。

したがって、改正法においては、指定管理者の保有個人データについての開示請求は第33条に基づき指定管理者に対して行う必要がある。

- ・ 指定管理者が保有・管理の主体となる情報について、区に自己情報開示請求をしたとしても、請求時点で区が保有していなければ、区では対応できなくなるが、同じ区立の施設であっても、指定管理者制度の導入有無によって請求先が変わるのは、区民からすれば分かりにくく、これまでどおり施設を所管する区の窓口に対し自己情報開示請求を行うことも想定される。このような場合に、指定管理者から対象となる保有個人データを区に提供してもらい、区が保有する個人情報として対応できると区民の利便性が高まる。
- ・ 指定管理者の側からすると、区への保有個人データの提供に当たっては、改正法第27条の第三者提供の制限を考慮する必要がある。第三者への提供が認められる場合として定められている同条第1項第1号の「法令に基づく場合」の「法令」には条例が含まれると第18条第3項第1号で規定されているため、国の見解によると、指定管理者に対する開示請求に対応するために必要な範囲で地方公共団体へ保有個人データを提供することができる旨を条例で定めておけば、適法に提供ができ、そのような条例を定めることは可能であるとしてい



る。

- また、地方自治法第244条の2第10項で「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」とされている。自己情報開示請求への対応だけでなく、公の施設の管理業務における個人情報の取扱いを確認する必要がある場合に、必要な範囲で保有個人データの提供を求めることができるようにしておくことは、区の施設における個人情報の適正な管理を確保する上で意義がある。

- 指定管理者に保有個人データの提供を求めることについて、改正法第61条で規定する保有の制限との関係を確認しておく。

地方公共団体は、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。法令の定める所掌事務の解釈については、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）令和4年2月（令和4年4月一部改正）」で次のとおり示されている。

『各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。〔中略〕なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第61条第1項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる（〔後略〕）。』

前述のとおり、地方自治法第244条の2第10項に基づき地方公共団体は、公の施設の管理業務における個人情報の取扱いを確認する必要がある場合に、必要な範囲で保有個人データの提供を求めることができる。

また、墨田区組織条例（昭和52年6月30日墨田区条例第16号）に基づく墨田区組織規則（昭和52年7月29日墨田区規則第30号）において、公の施設を所管している組織については、当該施設に関することが分掌事務とされている。

したがって、改正法第61条の規定との関係においても、指定実施機関の事務を遂行するために必要な場合、指定管理者から個人情報を取得し、保有することは可能である。

- 以上のことから、自己情報開示請求（指定管理者が行う公の施設の管理業務に係るものに限る。）に応じるときその他指定管理者の個人情報の取扱いについて確認する必要があると認めるときは、区は、指定管理者が保有する個人データの全部又は一部の提供を求めることができる旨を新条例に規定することは妥当である。

## 10 行政機関等匿名加工情報の提供

行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間任意であり、また国等における提供実績は極めて少ないことから、当面、行政機関等匿名加工情報に関する規定を新条例に設けることは見送ることが妥当である。

### (1) 改正法の規定

- 匿名加工情報（改正法第2条第6項）とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。  
また、行政機関等匿名加工情報（第60条第3項）とは、一定の要件に該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- 改正法第111条及び第112条で、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者からの、当該事業に関する提案を募集するものとされている。行政機関の長等は提案があったときは、加工方法や事業内容等を審査し、第114条の基準に適合すると認める場合は、利用契約を締結の上、行政機関等匿名加工情報を作成し、提供することとされている。
- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する際の手数料については、改正法第119条第3項及び第4項において条例で定めることとなっているが、附則第7条において、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、任意とされている。

### (2) 現行条例の規定

- 規定なし

### (3) 検討

- 行政機関等匿名加工情報の提案募集制度は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性」に着目して設けられた制度であり、改正法第1条の目的規定にもこの考え方が取り入れられている。
- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により令和4年4月1日に廃止された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」では、行政機関等匿名加工情報とほぼ同じ概念である非識別加工情報の提案募集制度があったが、平成29年度の導入以降、把握している限りでは、非識別加工情報の提供実績は、独立行政法人における1件のみである。  
また、国の行政機関に倣って非識別加工情報の制度を導入した地方公共団体は数団体であ

り、提供実績は把握している限りで1件のみである。

- 先行事例がごく少数である中、民間事業者等から地方公共団体に対しての行政機関等匿名加工情報の利用に係る事業提案については、需要を見通すことができないといえる。
- また、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度を適切に運用していくためには、検討すべき課題がいくつかある。  
例えば、改正法第114条の規定による提案の審査に当たり、「提案に係る事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであるか」、「提案書等から特定される加工の方法が個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであるか」といった具体的な審査方法や、利用契約締結後の改正法第116条の規定による行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、技術的に専門の事業者へ委託することも考えられるが、「作成された行政機関等匿名加工情報が個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するよう適正に加工されたものであるか」といった技術的な知識に基づく確認方法などについて、これまで提案・作成・提供の実績がほとんどない中で、非常に大きな課題である。
- 都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体においては、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、任意であるので、国、他の地方公共団体での運用実績が蓄積されてから改めて導入に向けた検討を行うことが適当であり、当面、行政機関等匿名加工情報に関する規定を新条例に設けることは見送ることが妥当である。

## 1.1 審議会の設置及び所掌事項

審議会は引き続き設置するが、個別の事案に係る個人情報の例外的な取扱いについての諮問・報告を要件とすることはせず、新たな所掌事項は、改正法第129条に規定する事項及び番号法に規定する特定個人情報保護評価の第三者点検とし、また、個人情報保護法の運用状況を取りまとめ、審議会に報告する仕組みとすることが妥当である。

なお、審議会の役割、所掌事項が変わることから、委員構成の見直しが必要である。

### (1) 改正法の規定

- 改正法第129条で審議会等に諮問することができることと規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」について、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

### (2) 現行条例の規定

- 現行条例では、次の場合に審議会に諮問し、又は報告している。

#### 〔諮問〕

収集禁止事項の収集（第7条第2項）

本人外収集（第8条第2項第5号）

収集禁止事項の電子計算組織への記録（第13条第2項）

目的外利用（第15条第1項第4号）

外部提供（第16条第1項第5号）

本人外収集、目的外利用及び外部提供の本人通知の省略（第8条第3項、第15条第2項、第16条第2項）

法令に定めがない場合のオンライン結合の開始又は変更（第16条の3第2項）

オンライン結合により提供した個人情報の不適切な取扱いに対する措置（第16条の4第2項）

事業者が是正又は中止の指導又は勧告に従わないときの事実の公表（第24条第2項）

#### 〔報告〕

個人情報を取り扱う業務の委託（第12条第2項）

法令に定めがある場合のオンライン結合の開始又は変更（第16条の3第3項）

オンライン結合の実施状況（第16条の3第4項）

- 審議会については、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成2年墨田区条例第21号）第2条で所掌事項を定めている。

### (3) 検討

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）令和4年1月（令和4年4月一部改正）」において、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」と示されて

いる。

また、国は、事後的な報告であっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するようなものは、類型的な審議会等への諮問に類するものとして、許容されないと説明している。

- 国は、審議会への諮問が認められる事項について、「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）令和4年2月（令和4年4月更新）」において、次のとおり示している。
  - (1) 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
  - (2) 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
  - (3) 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- 墨田区の個人情報保護制度において、これまで積み重ねてきた知見や実績を踏まえ、専門的な知見に基づく意見を述べる第三者機関として、引き続き審議会を設置する必要があるが、改正法の趣旨に鑑み、所掌事項については、次のとおりとすることが妥当である。
  - (1) 個別の事案に係る例外的な取扱いについて、諮問又は報告を要件とはしない。
  - (2) 新たな所掌事項は、改正法第129条に規定する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報保護評価の第三者点検とする。

また、改正法の運用状況を取りまとめ、審議会に報告する仕組みとすることが妥当である。

- なお、審議会の役割、所掌事項が変わることから、委員構成の見直しが必要である。

## 審議経過

開催日	審議事項等
令和4年7月15日	・諮問
令和4年7月27日	・検討課題の審議 検討課題① 条例要配慮個人情報の規定 検討課題② 個人情報ファイルの事前の届出 検討課題③ 利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る手続に関する規定 検討課題④ 自己情報開示請求の不開示情報と情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定
令和4年8月19日	・検討課題の審議 検討課題⑤ 訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲 検討課題⑥ 開示決定・訂正決定・利用停止決定の期限 検討課題⑦ 自己情報開示請求に係る手数料の額 検討課題⑧ 運用状況の公表 検討課題⑨ 指定管理者への保有個人データの提供の求め 検討課題⑩ 行政機関等匿名加工情報の提供 検討課題⑪ 審議会の設置及び所掌事項
令和4年9月16日	・答申案の審議
令和4年10月 日	・答申

## 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 委員名簿

会長	松村 雅生	日本大学大学院法務研究科客員教授
副会長	安藤 朝規	弁護士
委員	中村 悦子	弁護士
委員	吉田 大祐	株式会社政策創造研究所代表取締役社長
委員	しもむら 緑	区議会議員
委員	たかはし のりこ	区議会議員
委員	田中 哲	区議会議員
委員	安藤 玲子	本中地区青少年育成委員会
委員	戸井田 光弘	千歳三丁目町会長
委員	森田 典子	すみだ消費者センター 消費生活相談員